

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市および兵庫県のハザードマップによると、市街地地域を流れる河川流域において、0.5m～3.0m未満の浸水が予想されている区域があり、市街地の商業地区においても浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市および兵庫県のハザードマップによると、市内の商工業集積がみられる各区域は主として海沿いであるが、すぐ背後に山間部が迫るような立地であり、地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震)

当市のハザードマップに関連する発表資料によると、最大震度6強の地震が発生する確率が高まっており、沿岸部を中心に建物全壊等の被害が発生すると予想されている。

(津波)

当市および兵庫県のハザードマップによると、南海トラフ地震に伴い、市内沿岸部の一部では2m未満の津波が到達すると予想されている。

(その他)

市内の志筑川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風第23号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住居被害も甚大となっていた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により多くの市民の生命及び健康、さらには企業活動に重大な影響を与える恐れがある感染症に対しては、その発生時には国家の危機管理として対応することになっているが、当市でも、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小にするための対策を行っている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,024人
- ・商工会員数 1,171人

【内訳】

(令和2年6月30日現在)

	業種	商工業者数	商工会員数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	238	177	市内に広く分散している
	製造業	276	176	市内に広く分散している
	卸売業	102	60	市内に広く分散している
	小売業	601	254	市内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	290	186	市内に広く分散している
	サービス業	350	221	市内に広く分散している
	その他	167	97	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当商工会の取組

- ・事業者の「事業継続計画(BCP)」策定・運用に関する国の施策の周知
- ・BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・淡路市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・当商工会自身の事業継続計画の策定(令和2年中に策定)
- ・感染症緊急事態宣言時における事務所内分散勤務体制の実施と、都市部在住職員を対象としたテレワークの導入

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、保険・共済に対する助言を行える当商工会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

更には、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、一斉休業や営業停止措置を取らざるを得ない「感染症リスク」が新たに対応すべき課題として認識されており、手洗い・マスク着用等予防行動、および体調不良者を出社させないルール作りの推奨、マスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知等、感染症リスクにも対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し巡回指導等により、災害および感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知（広報）する。
- ・ 地区内のBCP策定状況を把握するため、商工会員向けにアンケート調査を行う。
- ・ 県商工会連合会との連携によりBCP策定セミナーを開催し、事業者への災害および感染症リスクへの対策準備を促し、BCP策定強化を図る。セミナーには職員も同席し、スキルアップとノウハウの習得に努める。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制並びに関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	商工会員数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
2,024	1,171	R3	20	20
		R4	25	25
		R5	25	25
		R6	25	25
		R7	25	25

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回訪問

事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、感染症拡大防止策、水災補償等の損害保険・共済加入等）について、商工会職員による巡回訪問時にハザードマップ等を用いて説明する。（リスクの高い地区を重点的に、初年度は会員企業から行い、2年度目から会員以外にも接触・周知していく。）

・広報ツールの活用

商工会報（年2回発行）や市広報（毎月発行）、ホームページやSNS（随時更新）等を活用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要について周知するとともに、BCP策定・運用に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等も行い啓発に努める。

・商工会職員による個別指導

小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について、指導・助言を行う。（随時）

・専門家等による集団指導・個別指導

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー（年1回）や、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等（適宜）を実施する。

・感染症対策に関する情報提供

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成と運用

- ・当商工会は、令和2年12月までに事業継続計画を策定予定である。策定後は人事異動や、訓練の際に見直しを行い、改善に努める。

3) 関係団体等との連携

- ・上部団体等を通じ専門家の派遣を依頼するなど、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー（年1回）や損害保険の紹介等（適宜）を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・普及啓発し、当市の関係機関に対し、ポスターの掲示や、セミナー等への共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP策定等取組状況を年1回確認・把握する。
- ・（仮称）淡路市事業継続力強化支援協議会（構成員：当商工会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(例として、豪雨の際は、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当商工会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する	特別な状況変化があれば都度共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する	
1ヶ月超	2日に1回共有する	

- ・当市で取りまとめた「淡路市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

【具体的な仕組み】

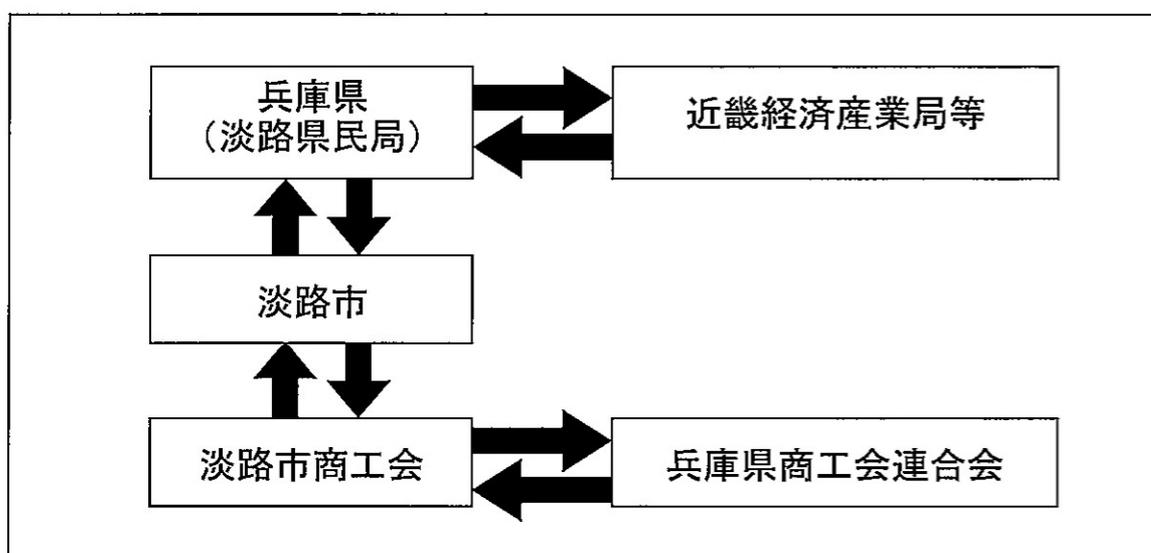
事務局長指揮の下、各地区担当職員が、当該地区の役員に近隣の被害状況を聞き取った上で、被災した事業所に連絡、場合によっては訪問し、個別の被害状況を調査する。

同時に、会員から寄せられた被害に関する情報と合わせて総務担当職員が「被害報告書」を取りまとめ、速やかに下図に基づきそれぞれ報告する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域に入る際は、職員等の安全を最優先し、情報

収集等活動を行う。

- ・当商工会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当商工会又は当市より兵庫県（窓口は県民局）、および兵庫県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当商工会又は当市より兵庫県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当商工会と当市との間で相談する。（当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等）の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援>

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域および近隣商工会・商工会議所からの応援派遣等を兵庫県等に相談する。

< 6. 感染症対応に向けた組織体制の構築 >

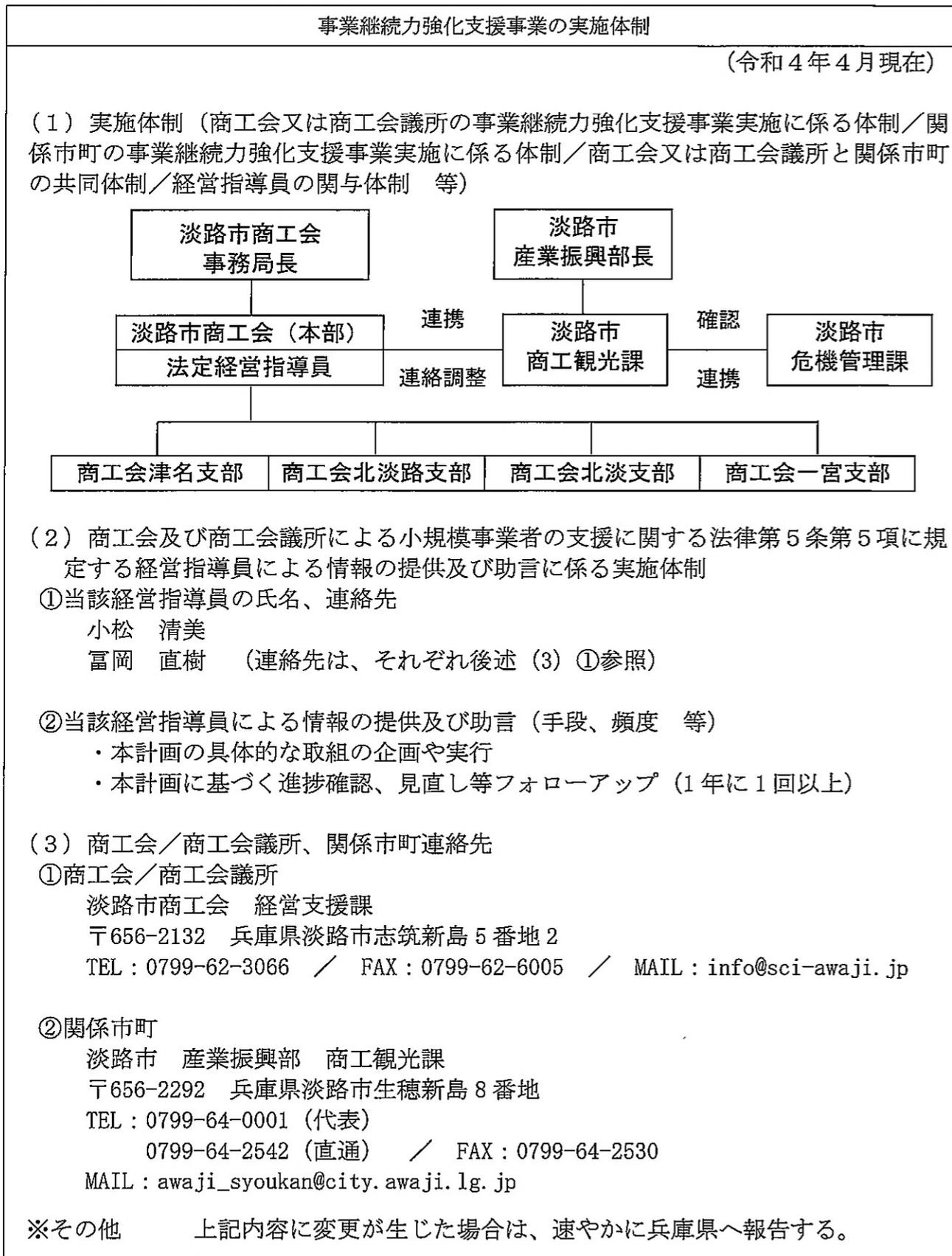
- ・ 新たな感染症が発生し、事業継続が困難になる状況が今後も想定されることから、国や県・淡路市と当商工会とで連携を図りながら支援体制を構築する。合わせてテレワークや、事業者とのオンライン相談対応が可能な環境を整備し、機動的な対応が行えるようにする。
- ・ 事業者に対しても、これまでの地震や水害等の災害リスクに加え、感染症対応を事業者BCP策定支援の中に位置付けるよう啓発する必要がある。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
専門家派遣費	150	150	150	150	150
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	200	200	200	200	200
チラシ、ポスター作成費	600	600	600	600	600

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、淡路市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	